

## 熊谷市営繕工事における「週休2日制モデル工事」試行要領

### 1 目的

本要領は、熊谷市が発注する営繕工事において、「週休2日制モデル工事（以下、モデル工事と呼ぶ。）」を試行するために必要となる事項を定めるものである。

### 2 用語の定義

#### （1）週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

#### （2）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

#### （3）現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

#### （4）現場閉所（現場休息）日

対象期間中に現場閉所（現場休息）を行う日のうち、週休日で、原則として土曜日及び日曜日とする。ただし、現場の特性等により別の曜日を選定することや、祝日を充てることもできる。なお、現場閉所（現場休息）日は現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものとする。

#### （5）対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から現場施工完了日までの期間をいう。なお、年末年始、夏季休暇、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は対象期間に含み、そのうち週休日（原則として土曜日及び日曜日）のみを現場閉所日としてカウントすることとする。

#### （6）4週8休以上

対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。

#### （7）その他

降雨、降雪等の天候の影響による予定外の現場閉所は、現場閉所（現場休息）日に含めることができるものとし、閉所が確定した段階で、速やかに、振替作業日の予定も含

め、監督員に報告するものとする。

また、地元対応等でやむを得ず、予定していた現場閉所（現場休息）日に作業が生じる場合には、原則として作業日の前後7日以内に振替の現場閉所（現場休息）日を設定するものとする。

### 3 対象工事

モデル工事は、原則、全ての工事を対象とする。

ただし、以下の工事はモデル工事としないことも可能とする。

- ・ 竣工時期や現場条件（夏季休暇中に完成が求められる等）に制約が大きい工事
- ・ 緊急を要する工事【災害復旧工事（緊急随契を行うような工事）、応急工事等】
- ・ 単価契約方式による工事
- ・ 上記以外の理由により週休2日の取得が困難な工事

### 4 発注方式

次の①または②のいずれかによる方式とし、工事の種別、規模等を勘案し、発注者が選定する。

なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

#### ①発注者指定方式

発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式

#### ②受注者希望方式

受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式

### 5 積算方法等

#### (1) 補正方法

建設業全体で週休2日の取組が進むためには、各企業の施工体制等に応じた取組が可能となる環境の構築が必要となる。このため、最終的には、4週8休以上の現場閉所（現場休息）による週休2日の取得を目指しつつも、週休2日の取得に取り組む企業を拡大するため、各企業の施工体制等の実情を踏まえ、受注者希望方式においては、4週6休以上の現場閉所（現場休息）について、状況に応じた補正係数を設定することにより、建設現場の週休2日の実現に取り組むこととする。

モデル工事において、以下の①から③までの現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

① 4週8休以上（現場閉所（現場休息）率28.5%（8日／28日）以上）

1.05

② 4週7休以上4週8休未満（現場閉所（現場休息）率25%（7日／28日）以上

28.5%未満）

1.03

③ 4週6休以上4週7休未満（現場閉所（現場休息）率21.4%（6日／28日）

以上25%未満）

1.01

## (2) 積算及び変更方法

### ①発注者指定方式

4週8休以上を前提に、(1)①により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額補正して契約変更を行う。その際、4週6休以上であっても、(1)②及び③の補正は考慮しない。

### ②受注者希望方式

4週8休以上を前提に、(1)①により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所（現場休息）の状況を確認後、4週8休に満たないものはその達成状況に応じて、労務費の補正係数を(1)②又は③に変更して工事費を積算し、契約変更を行う。また、4週6休に満たないもの及び工事着手前に週休2日に取り取り組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む）については、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行う。

なお、工事着手前に週休2日に取り取り組むことについて協議が整わなかった場合（受注者が週休2日の取組を希望しない場合を含む）については、契約締結後における直近の変更契約時に合わせて請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行う。

## 6 対象工事である旨の明示

発注者は、モデル工事の発注に当たっては、入札公告及び特記仕様書に「モデル工事」である旨を明示するとともに、発注方式を明示するものとする。

## 7 現場閉所（現場休息）の確認方法等

### (1) 現場閉所（現場休息）の確認方法

#### ①工事着手前

・受注者は、週休2日を前提とする施工計画書及び工程表を提出する。

- ・受注者は、工事着手日から28日分の「休日取得計画書（様式1）」を提出し、休日の取得計画について発注者の確認を受ける。
- ・分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないように現場休息の予定日を調整したうえで「休日取得計画書（様式1）」を作成する。
- ・受注者は、対象期間中、施設管理者の承諾を前提に「モデル工事」である旨を見やすい場所に明示する。記載内容は次の記載例を基本とし、大きさはA3サイズ以上とする。

#### 記載例

週休2日制モデル工事	
この工事は、建設産業の就労環境の改善に取り組むため、週休2日の確保に取り組むモデル工事です。	
皆様のご理解とご協力をお願いいたします。	
工事名	〇〇工事
発注者	熊谷市
受注者	〇〇建設株式会社

#### ②工事着手後

- ・受注者は、翌28日分の「休日取得計画書（様式1）」を7日前までに提出し、休日の取得計画について発注者の確認を受ける。
- ・28日間終了後、「休日取得実績書（様式2）」を7日間の内に提出し、休日の取得実績について発注者の確認を受ける。
- ・天候の影響や地元対応等により、現場閉所（現場休息）日の振替を行う場合は、原則として、事前に工事記録を提出し、発注者の承認を受けることとするが、天候の急変や緊急工事など急を要する場合は、事後報告でも可とする。
- ・発注者は、現場閉所日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者からの協議等にはクイックレスポンスに努める。
- ・受注者は、週休2日の確保について、下請負人を指導する。

#### ③工事完成時（工事検査前）

- ・受注者は、現場施工完了日以降3日以内に、対象期間全ての「休日取得実績書（様式2）」及び「休日取得実績書【集計表2-2】」を提出するとともに、作業日報や出勤簿等を提示し、休日の取得実績について発注者の確認を受ける。

#### ④その他留意事項

- ・受注者希望型の場合、受注者は、契約後速やかにモデル工事の実施の意向について、発注者と協議を行い、実施の有無を決定する。

- ・監督員は、一つの工事現場において設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

### （２）適正な工期の確保

公共建築工事における工期設定の基本的な考え方にに基づき、全体工期のしわ寄せがないよう設備工事の適切な施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。また、不履行時の工期末における変更手続きに要する期間を考慮すること。

### （３）工事成績評定

発注者は、現場閉所（現場休息）の達成状況に応じ、工事成績評定において、下表のとおり加点を行う。

現場閉所（現場休息）の達成状況	発注者指定型	受注者希望型
4週8休以上（現場閉所率28.5%以上）	2点	2点
4週7休以上4週8休未満 （現場閉所率25.0%以上28.5%未満） 4週6休以上4週7休未満 （現場閉所率21.4%以上25.0%未満）	—	1点

※加点は評価項目「創意工夫」で行うため、工事成績表定の加点は得点割合0.4を乗じた点数となる

## 8 アンケート調査

受注者は、現場施工完了日から工事検査の3日前までに、別に定めるアンケート調査に回答するものとし、下請負人にも回答するよう指示するものとする。

## 9 その他

各発注課所は、工事の特性等を勘案し、本要領によらず、必要事項を別途定めることができるものとする。

### 附則

本要領は令和5年4月1日から施行する。

### 附則

本要領は令和5年7月5日から施行する。